

電力広域的運営推進機関 積立金管理業務規程 新旧対照表

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
積立金管理業務規程 令和４年４月１日施行 令和６年４月１日変更 （略） （交付金相当額積立金の本機関への帰属） 第２０条 本機関は、法第１５条の１０第１項の規定により、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、本機関に帰属するものとする、 ２ 前項の規定により本機関に帰属した金銭は、法第１５条の１０第２項の規定により、徴収等業務費用に充てるものとする。 （略） （解体等積立金の取戻しに係る差額に相当する金銭の積立て） 第２９条 本機関は、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等から受けた工事完了登録の申請内容を審査するときは、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した<u>太陽光パネルの量</u>が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた<u>太陽光パネルの量</u>より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、取戻しに係る額と実際の取戻し可能額の差額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。 ２ 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。 ３ 本機関は、第１項に規定する認定事業者等に対し積み立てることを求める差額に相当する金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 ４ 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等が負担するものとする。 （解体等積立金の追加取戻し） 第３０条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等は、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した<u>太陽光パネルの量</u>が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた<u>太陽光パネルの量</u>より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に対し、解体等積立金の追加的な取戻しのための申請ができるものとする。本機関は、当該申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。 ２ 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。	積立金管理業務規程 令和４年４月１日施行 令和６年４月１日変更 <u>令和８年１０月１日変更</u> （略） （交付金相当額積立金の本機関への帰属） 第２０条 本機関は、法第１５条の１０第１項の規定により、都道府県知事、市町村長その他の認定事業者及び旧認定事業者以外の者が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）その他の法律の規定により再生可能エネルギー発電設備の除去その他の措置を講じた場合において、当該再生可能エネルギー発電設備に係る認定事業者又は旧認定事業者により推進機関に積み立てられた交付金相当額積立金があるときは、当該交付金相当額積立金は、本機関に帰属するものとする。 ２ 前項の規定により本機関に帰属した金銭は、法第１５条の１０第２項の規定により、徴収等業務費用に充てるものとする。 （略） （解体等積立金の取戻しに係る差額に相当する金銭の積立て） 第２９条 本機関は、解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等から受けた工事完了登録の申請内容を審査するときは、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した<u>太陽光パネルの量又は風車の数</u>が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた<u>太陽光パネルの量又は風車の数</u>より少ないことを工事完了登録時に確認した場合には、当該認定事業者等に対し、取戻しに係る額と実際の取戻し可能額の差額に相当する金銭について、期限までに本機関に積み立てることを求める。 ２ 前項の期限は、本機関が同項により積み立てることを求めた日が属する月の翌月末日とし、当該日が休日に当たるときは、その翌営業日とする。 ３ 本機関は、第１項に規定する認定事業者等に対し積み立てることを求める差額に相当する金銭の積立てを、本機関が指定する銀行口座への振込みにより求めるものとする。ただし、本機関が必要と認める場合には、他の方法によることができる。 ４ 前項の振込みに要する費用は、認定事業者等が負担するものとする。 （解体等積立金の追加取戻し） 第３０条 解体等積立金の取戻しを行った認定事業者等は、当該認定事業者等が実際に解体等を実施した<u>太陽光パネルの量又は風車の数</u>が、当該認定事業者等が積立金取戻し時に解体等を予定していた<u>太陽光パネルの量又は風車の数</u>より多い場合には、当該認定事業者等は、本機関に対し、解体等積立金の追加的な取戻しのための申請ができるものとする。本機関は、当該申請を受けたときは、申請内容を審査し、解体等積立金の取戻しに係る額を決定する。 ２ 前項の申請は、本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより行うものとする。

変 更 前（変更点に <u>下線</u> ）	変 更 後（変更点に <u>下線</u> ）
3 本機関は、第 1 項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等に対し通知するものとする。 4 本機関は、第 1 項の規定による解体等積立金の追加的な取戻しにあたり、認定事業者等の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。 5 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。 （略） （帳簿及び書類の保存） 第 4 2 条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。 一 法第 1 5 条の <u>1 6</u> に規定する帳簿 二 その他積立金管理業務を記録する書類 2 前項第 1 号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。 （略） 附則（令和 6 年 4 月 1 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 （新設）	る。 3 本機関は、第 1 項の規定による審査及び決定を行った場合には、その結果及び取戻しに係る額について、電子メール又は本機関が提供する積立金管理業務を行う情報処理システムにより、当該認定事業者等に対し通知するものとする。 4 本機関は、第 1 項の規定による解体等積立金の追加的な取戻しにあたり、認定事業者等の指定する銀行その他金融機関の口座への振込みにより対応するものとする。 5 前項の振込みに要する費用は、本機関が負担するものとする。 （略） （帳簿及び書類の保存） 第 4 2 条 帳簿及び書類は、次の各号に掲げる文書の区分に応じ、適切に保存する。 一 法第 1 5 条の <u>2 2</u> に規定する帳簿 二 その他積立金管理業務を記録する書類 2 前項第 1 号の帳簿は、事務所内において、適切に保存する。 3 前項の保存は、当該文書を電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等に記録し、必要に応じて電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示することができるようにする。 （略） 附則（令和 6 年 4 月 1 日） （施行期日） 本規程は、令和 6 年 4 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。 <u>附 則（令和 8 年 1 0 月 1 日）</u> <u>（施行期日）</u> <u>本規程は、令和 8 年 1 0 月 1 日又は経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。</u>